

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第40号 上天草市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第41号 上天草市工場等設置奨励条例及び上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第42号 上天草市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第43号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第44号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第45号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第46号 令和3年度上天草市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第47号 令和3年度上天草市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第48号 令和3年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第49号 令和3年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第50号 令和3年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第51号 令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第52号 財産の取得について
- 日程第18 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 報告第 2号 令和2年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第20 報告第 3号 令和2年度上天草市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第21 報告第 4号 令和2年度上天草市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第22 報告第 5号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算繰越計算書の報告について

---

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長 桑原 千知		
1番 北垣 洋	2番 井手口隆光	3番 木下 文宣
4番 何川 誠	5番 塩田 真一	6番 嶋元 秀司
7番 田中 辰夫	8番 何川 雅彦	9番 宮下 昌子
10番 西本 輝幸	11番 高橋 健	12番 小西 涼司
13番 新宅 靖司	14番 津留 和子	15番 田中 万里

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長 堀江 隆臣	副市長 村田 一安
教育長 高倉 利孝	総務部長 宇藤 竜一
市民生活部長 水野 博之	経済振興部長 山本 一洋
企画政策部長 花房 博	建設部長 小西 裕彰
健康福祉部長 坂田 結二	教育部長 山下 正
上天草総合病院事務部長 須崎 朝幸	水道局長 桑原 成明

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 海崎 竜也	局長補佐 山川 康興
参事 四丸 雄介	主事 松原ちひろ

---

開会 午前10時00分

○議長(桑原 千知君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桑原 千知君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3番、木下文宣君。4番、何川誠君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（桑原 千知君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

令和3年第4回上天草市議会定例会の開催に当たり、委員会を開催し、議会運営及び提出議案等について審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日6月2日は、開会、提案理由の説明、6月10日が、議案質疑及び委員会付託を行います。常任委員会は、予算決算常任委員会が6月10日と17日の2日間、その他の常任委員会が、6月11日、14日、15日の3日間開催することとし、一般質問は、16日及び17日の2日間行います。6月22日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は18件、その内訳は、条例6件、補正予算6件、諮問1件、その他1件、報告4件です。議案等の取扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。

なお、議案第46号、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第3号）は、急施を要する案件でありますので、本日先議することとし、委員会付託を省略し、質疑、討論を経て採決することに決定いたしました。また、人事案件である諮問第1号は、委員会への付託を省略し、6月10日の本会議で、質疑、討論を経て採決することに決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月22日までの21日間と決定いたしました。

---

### 日程第 3 諸般の報告

○議長（桑原 千知君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和3年第2回定例会以降の報告事項は、御手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は議会事務局で閲覧お願いいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 4 行政報告

○議長（桑原 千知君） 日程第4、行政報告。

市長から、行政報告の申出がっておりますので、これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和3年第4回市議会定例会の開催に当たり、3月定例会以降の行政の主な取組につきまして、その概要をご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、熊本県におきましては、蔓延防止等重点措置として、5月16日から6月13日まで、県内全ての市町村を対象に対策を強化しておりますが、5月だけでも2,000名を超える新規感染者が確認されています。本市におきましても、5月に入り9名の新規感染者が確認されていることから、防災行政無線、市の公式ライン及びホームページなどにより、市民へ情報提供及び注意喚起をするなど、引き続き感染防止対策に取り組んでいきます。

ワクチン接種につきましては、優先接種対象者である65歳以上の介護施設入所者及び介護施設従事者のワクチン接種を5月10日から開始いたしました。また、5月20日から開始いたしました65歳以上の高齢者への接種券発送は5月中に完了いたしました。接種方法につきましては、かかりつけ医である医療機関で行う個別接種及び市が特設会場で行う集団接種を併用して行い、接種を希望する65歳以上の高齢者には、7月末までに2回の接種を完了できるよう、医師会等の関係機関と連携を図ってまいります。個別接種は、6月1日から各医療機関において順次開始をされており、集団接種は、6月12日から毎週土曜日及び日曜日に大矢野総合体育館などで実施することとしております。なお、65歳以上の方で、接種会場までの移動が困難な方に対し、タクシー利用料金の一部、初乗り運賃660円の往復2回分ということになりますが、助成を行っております。

次に、各部門の行政報告を申し上げます。

初めに、総務部門でございます。

市有財産の管理につきましては、公共施設の再配置や、未利用地の利用活用方法など、全庁的な検討及び意思決定を行うため、4月1日付で、上天草市公共施設マネジメント推進本部を設置いたしました。今後、市有財産のさらなる効率的かつ経済的な管理に努めてまいります。

次に、企画政策部門でございます。

地方創生につきましては、本年度の地方創生推進交付金を活用した取組として、継続事業2件、新規事業1件の計3件が3月末に採択されました。新規事業においては、コロナ禍にあって都市部から地方に関心が高まっていることを機会と捉え、移住促進の取組をさらに加速するためのワーケーション事業等に取り組めます。なお、これまでの移住施策に係る取組の成果としては、令和2年度において、移住相談件数が過去最多の207件、移住者数が72人となり、平成22年度からの取組による移住者の累計は372人となりました。

樋合リゾート開発につきましては、開発事業者である株式会社マリーゴールドホールディングスにおいて、本年4月30日に、自然公園法及び森林法に基づく許認可申請の手続を開始されたので、市としても、引き続き側面的な支援を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内飲食事業者の経営支援及び災害時の炊飯支援を目的に制作したキッチンカー2台が3月29日に納品されました。同日、上天草市商工会並びに上天草市飲食店組合とキッチンカーを活用した災害時の物資及び炊飯支援に関する協定を調印いたしました。キッチンカーの利用につきましては、上天草市商工会大矢野支所を窓口として、利用申請受付が開始されました。利用を希望する飲食店事業者から上天草市商工会へ問合せも増えており、これらの利用に期待をしております。

デジタル化につきましては、政府が重要施策に位置づけるデジタル改革関連六法が5月12日に成立し、行政手続のオンライン化に向けた司令塔となるデジタル庁が9月に発足することとなりました。既に、政府においては、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定されており、自治体は、自らが行う行政サービスについて、デジタル技術を活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図ることが求められております。このようなことから、全庁的なマネジメント体制を構築するため、4月30日付けで、上天草市行革デジタル推進本部を設置しました。今後、本市におけるデジタル化の推進を確実に進めてまいります。

次に、経済振興部門でございます。

昨年10月から4か月間にわたって投票が行われた温泉総選挙2020の結果が3月に発表され、上天草温泉郷が審査員特別賞を受賞ということになりました。この温泉総選挙は、環境省や観光庁などが後援し、審査員にもなっており、上天草温泉郷について、地域の魅力を生かした新しい取組の観光資源のPRに尽力しているとして評価をされたものでございます。温泉を活用したPRとしては、3月27日に、自転車を使った温泉ガストロノミーサイクリングin上天草温泉郷を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症防止のため、小人数により開催となりましたが、遠くは神奈川県からの参加もあり、依然としてガストロノミーの人気の高いことや、ガストロノミーとサイクリングという新しい組合せの可能性も高いということが確認出来ました。

令和2年度の天草四郎ミュージアムの入館者数は1万3,604人で、コロナ禍による外出自粛等の影響を大きく受け、前年比41.5%、1万9,129人の大幅な減少となりました。今後は、前年度に完成した映像ホールや瞑想空間の新しい映像コンテンツを大きくPRし、入館者

の回復に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、令和2年度は約3万2,000件、約7億5,700万円の寄附をいただき、令和元年度比較1.1倍ということになりました。引き続き、上天草市を応援していただく方を増やす取組を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として実施した上天草市元気回復商品券事業につきましては、市民の約8割の皆様の商品券を購入いただき、地域内消費を促進するとともに、市内事業者を支援することが出来ました。今後も、市内事業者の経営状況を把握しながら、事業継続の支援に取り組むとともに、アフターコロナへの対応を上天草市商工会や地域金融機関等と連携をして取り組んでまいります。

市民生活部門でございます。

令和3年3月に、第2次上天草市環境基本計画を策定いたしました。本計画に基づき、市民、事業者及び市が一体となり、ごみの減量化等様々な環境問題への取組を進めてまいります。

上天草市立斎場につきましては、4月1日から、火葬業務を民間委託するとともに、火葬予約システムを導入しました。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和元年度及び令和2年度分の国民健康保険税減免申請につきましては28件、632万3,000円の減免を決定しました。

また、中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する令和3年度分の固定資産税の課税標準の特例措置につきましては117事業者分、税額換算で6,160万6,000円の軽減措置を行いました。

個人番号カードにつきましては、3月に週末の窓口臨時申請受付、4月からは、学校、市内事業者への出前申請受付を開始し、通常の窓口手続とは別に150名を超える申請受付を行いました。直近の本市における個人番号カードの取得率は23.1%、県下で34位ということでございます。引き続き、取得率向上に努めてまいります。

健康福祉部門でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、ひとり親世帯分を5月11日に、217世帯、1,720万円を給付いたしました。ひとり親世帯以外の世帯向けの給付につきましては、7月中に支給する予定で、今定例会に補正予算案を提出しております。

教育部門でございます。

市内中学校では、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、出席者数を制限するなどの措置を講じた上で、3月12日から卒業式を挙行し、192人が卒業をいたしました。また、4月9日には入学式を挙行し、小学校164人、中学校210人の新入生が入学しております。これにより、本年度5月1日現在の児童生徒数は、小学校1,078人、中学校593人、合計1,671人となり、前年度と比べ34人減少しています。現在、市内小中学校においては、手指消毒液及びA I体温検知カメラを設置するなど、衛生面の整備を行うとともに、児童生徒及び教職員はマスクを着用して授業を行い、リスクレベルに応じた分散教室を実施するなど、

感染症予防対策に努めております。引き続き、油断することなく、学校の感染症予防対策の徹底を図り、児童生徒の学校生活の安全と学びの保障を確保してまいります。

上天草市編さん事業につきましては、現在、姫戸町及び龍ヶ岳町編の全7編と近世編資料集の発刊作業を行っております。このうち、中世編と近世編資料集につきましては、3月末に発刊が完了し、中世編を4月、近世編資料集を5月から販売を開始しています。残りの6編につきましても、今後、発刊作業を進め、令和3年度中に順次発刊していくこととしております。

新大矢野図書館及び天草四郎公園整備事業につきましては、3月下旬に法面補強造成工事の契約を締結し、現在、樹木撤去及び移設工事とともに事業を進めております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

**○議長（桑原 千知君）** これで、行政報告は終わりました。

---

- 日程第 5 議案第 40号 上天草市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 41号 上天草市工場等設置奨励条例及び上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 42号 上天草市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 43号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 44号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 45号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 46号 令和3年度上天草市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第 47号 令和3年度上天草市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第 48号 令和3年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第 49号 令和3年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第 50号 令和3年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 51号 令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第 52号 財産の取得について

**○議長（桑原 千知君）** 日程第5、議案第40号から、日程第17、議案第52号までの以上13件を一括議題といたします。上程議案の説明を求めます。

市長。

**○市長（堀江 隆臣君）** 令和3年第4回上天草市議会定例会に提案いたします議案につきまして御説明いたします。

今定例会には、上天草市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてなどの条例議案6件、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第3号）などの予算議案6件、財産の取得についてのその他議案1件、人事案件として、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問案件1件の議案を提出しております。

諮問案件を除く各議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（桑原 千知君）** 次に、執行部から、順次、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

まず、議案第40号を、総務部長。

**○総務部長（宇藤 竜一君）** おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。あわせて、説明資料1ページをお願いいたします。

議案第40号、上天草市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、上天草市手数料条例ほか2本の条例の規定の整理を行うものでございます。

内容といたしましては、第1条につきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化されるとともに、同機構が個人番号カードの発行に関し、手数料を徴収することが出来、その徴収事務を住所地市町村長に委託することができるようになったことに伴い、上天草市手数料条例において、個人番号カードの再交付手数料の規定を削るものでございます。

第2条及び第3条につきましては、上天草市個人情報保護条例及び上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例において引用しております同法の号番号が変更されたことに伴い、それぞれの条例の規定の整理を行うものでございます。なお、この条例は、令和3年9月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（桑原 千知君）** 次に、議案第41号及び議案第42号を、経済振興部長。

**○経済振興部長（山本 一洋君）** おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。あわせて、説明資料の4ページをお願いいたします。



議案第41号、上天草市工場等設置奨励条例及び上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で失効し、同年4月1日に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、地方税の課税免除、または、不均一課税に伴う交付税措置の対象に、設備の新設または増設に加え、取得が追加されたこと及び対象事業に情報サービス業等が追加されたこと等に伴いまして、上天草市工場設置奨励条例及び上天草市税特別措置条例の規定の整備を行うものでございます。

提案理由としましては、過疎地域自立促進特別法の施行及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。あわせて、説明資料の8ページをお願いいたします。

議案第42号、上天草市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する条例第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき作成されている熊本県地域未来投資促進基本計画が、令和3年3月19日に変更されたことに伴い、本市の工場立地特例対象区域の範囲を拡大するため、対象となる地番を追加するものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由としましては、熊本県地域未来投資設置促進基本計画の変更に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（桑原 千知君）** 次に、議案第43号及び議案第44号を、市民生活部長。

**○市民生活部長（水野 博之君）** おはようございます。よろしく願いいたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第43号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和3年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の10ページをお願いいたします。

第24条につきましては、令和2年度税制改正において、扶養控除の対象となる扶養親族から、30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、個人の市民税の均等割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

第34条の7につきましては、特定公益増進法人等に対する寄附金のうち、出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を寄附金控除等の税制上の措置の対象から除外するものでございます。この改正は、令和4年1月1日から施行するものでございます。

12ページをお願いいたします。

第36条の3の3につきましては、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

附則第5条につきましては、個人の市民税の所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

13ページをお願いいたします。

附則第6条につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、5年延長するものでございます。この改正は、令和4年1月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正及び地方税法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書8ページをお願いいたします。あわせて、説明資料の14ページをお願いいたします。

議案第44号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等において、印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を新たに追加するものでございます。なお、この条例は、令和3年9月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を取得することができるようにするため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第45号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） おはようございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議案書10ページをお願いいたします。あわせて、説明資料15ページをお願いいたします。

議案第45号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、新型コロナウイルス感染症

の感染拡大に伴う市内の放課後児童健全育成事業所の事業中断等を防止するため、この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、事業所で従事する放課後児童支援員の要件を緩和するための関係規定を整備するものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染した放課後児童支援員の休業等に伴う放課後児童健全育成事業所の事業中断等を防止するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（桑原 千知君）** 次に、議案第46号を、総務部長。

**○総務部長（宇藤 竜一君）** よろしく願いいたします。

議案書11ページをお願いいたします。

議案第46号、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。皆さんの御手元に説明文を配付していますので、読み上げて説明いたします。なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ1,945万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を178億8,696万3,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

65（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金は1,945万9,000円の増額でございます。内容としまして、15（目）民生費国庫補助金において、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する給付金事業に係る補助金を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

20（款）民生費、15（項）児童福祉費は1,945万9,000円の増額でございます。内容としまして、20（目）児童手当費において、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯等に対する給付金として、児童手当1,760万円などを計上するものでございます。

以上が、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（桑原 千知君）** これから、議案第46号、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。これから、議案第46号を採決いたします。議案第46号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は可決されました。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第47号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願ひいたします。

議案書12ページをお願いいたします。

議案第47号、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。皆さんの御手元に説明文を配付していますので、読み上げて説明いたします。なお、100万円以下の補正及び異動に伴う職員給与等の人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ3億5,562万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を182億4,259万1,000円とするものでございます。

5ページを御覧ください。

第2表の繰越明許費の補正は、市道下老岳2号線地すべり災害復旧事業2億1,000万円を令和4年度へ繰越して、事業を実施可能とするものでございます。

6ページを御覧ください。

第3表の債務負担行為の補正は、新型コロナウイルス対策経営安定資金利子補給補助金農業分ほか1件の債務負担行為の限度額を総額1,476万円とするものでございます。これらは、市が将来経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を定めておく必要があるものについて、債務負担行為を設定するものでございます。

7ページを御覧ください。

第4表の地方債の補正は、災害復旧事業債を6,500万円増額し、起債限度額の合計を19億6,894万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページを御覧ください。

65（款）国庫支出金、10（項）国庫負担金は、1億3,052万5,000円の増額でございます。内容としまして、20（目）災害復旧費国庫負担金において、市道下老岳2号線地すべり災害復旧工事に係る負担金を計上するものでございます。

70（款）県支出金、15（項）県補助金は6,121万1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10（目）総務費県補助金において、教良木河内地区の自家用有償旅客運送実証運行事業に係る補助金426万円などを計上するものでございます。25（目）農林水産業費県補助金

において、上天草市防災重点ため池ハザードマップ作成業務に係る補助金4,529万2,000円、県所有の灌漑用ダムなどの施設維持管理に係る補助金773万4,000円を計上するものでございます。45（目）教育費県補助金において、分散授業の実施に伴う学習支援員の配置に係る補助金386万3,000円を計上するものでございます。

85（款）繰入金、15（項）基金繰入金は、6,593万1,000円の増額でございます。内容として、10（目）財政調整基金繰入金において、歳出予算との調整により増額するものでございます。

11ページを御覧ください。

95（款）諸収入、25（項）貸付金元利収入は2,917万8,000円の増額でございます。内容として、20（目）ふるさと融資貸付元金収入において、ふるさと融資を受けていた事業者の繰上償還に伴う貸付元金を計上するものでございます。

95（款）諸収入、35（項）雑入は、350万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15（目）雑入において、一般社団法人自治総合センターが実施する令和3年度コミュニティー助成事業について、1団体が採択されたことに伴う助成金220万円、前年度に実施した松くい虫防除事業に対する補助金130万9,000円を計上するものでございます。

99（款）10（項）市債は、6,500万円の増額でございます。内容として、50（目）災害復旧事業債において、道路災害復旧補助事業を増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

15ページを御覧ください。

15（款）総務費、10（項）総務管理費は、4,972万5,000円の増額でございます。主なものとして、45（目）企画費において、湯島地区などを拠点に活動する地域おこし協力隊3人分に係る報償費405万円、湯島地区で使用している車両の車検に係る車両輸送業務委託料110万円、教良木河内地区で、将来にわたり持続可能な地域公共交通を構築するために実証運行する委託料402万1,000円、一般社団法人自治総合センターが実施する令和3年度コミュニティー助成事業について、1団体が採択されたことに伴う助成金220万円、地域おこし協力隊3人分の活動助成金300万円、大道港ターミナルビル解体工事に係る補助金385万円などを計上するものでございます。

16ページを御覧ください。

55（目）支所及び出張所費において、姫戸町を拠点に活動する地域おこし協力隊1人分の報償費135万円、同活動助成金100万円などを計上するものでございます。

20ページを御覧ください。

25（款）衛生費、10（項）保健衛生費は5,009万9,000円の減額でございます。主なものとして、10（目）保健衛生総務費において、乳幼児健診を集団健診から個別健診に変更することに伴い、医師等報酬139万3,000円を減額するものなどでございます。

22ページを御覧ください。

35（款）農林水産業費、10（項）農業費は5,548万8,000円の増額でございます。主なもの

としまして、30（目）農地費において、防災重点ため池ハザードマップ作成業務委託料4,529万4,000円、県所有の灌漑用ダムなどの管理を行う土地改良区への補助金773万4,000円などを計上するものでございます。

23ページを御覧ください。

40（款）10（項）商工費は3,363万9,000円の増額でございます。主なものとして、15（目）商工振興費において、熊本県からの時短要請に応じた、飲食店への協力金に対する県への負担金1,411万4,000円、蔓延防止等重点措置の影響により売上が減少した事業者に対する事業継続支援一時金2,000万円を計上するものでございます。20（目）観光費において、湯島活性化推進事業について、国及び県のヒアリング後、交付金の内定を受け、委託料を160万円減額し、補助金を150万円増額するものなどがございます。

28ページを御覧ください。

60（款）災害復旧費、15（項）公共土木施設災害復旧費は2億1,140万円の増額でございます。内訳といたしまして、10（目）道路災害復旧費において、市道下老岳2号線地すべり災害に係る復旧工事費2億1,000万円、当該工事に係る用地取得費140万円を計上するものでございます。

29ページを御覧ください。

65（款）10（項）公債費は、1,211万2,000円の増額でございます。内容として、10（目）元金において、ふるさと融資貸付金繰上償還に伴う地方債元利償還金を計上するものです。以上が、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（桑原 千知君）** 次に、議案第48号を、健康福祉部長。

**○健康福祉部長（坂田 結二君）** よろしく願いいたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第48号、令和3年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の30ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ92万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,164万9,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

35ページを御覧ください。

10（款）10（項）事業収入につきましては、92万1,000円の増額でございます。内容として、10（目）収益事業収入において、在宅酸素供給装置一式を患者に貸し出すことによる

後期高齢者医療保険診療報酬を増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

36ページを御覧ください。

10(款)総務費、10(項)総務管理費は37万7,000円の増額でございます。内容としまして、20(目)医療費において、患者の在宅治療のため、在宅酸素供給装置一式を医療機器メーカーから借り上げる費用を計上するものでございます。

20(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため54万4,000円を増額するものでございます。

以上が、令和3年度上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長(桑原 千知君)** 次に、議案第49号を、水道局長。

**○水道局長(桑原 成明君)** おはようございます。よろしく申し上げます。

議案書14ページをお願いいたします。

議案第49号、令和3年上天草市水道事業会計補正予算(第1号)について説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条令和3年度上天草市水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。資本的収入予定額は、1(款)資本的収入、3(項)補助金、1(目)国庫補助金を497万4,000円増額し、2億3,969万円とするものでございます。資本的支出予定額は、1(款)資本的支出、1(項)1(目)建設改良費を1,492万2,000円増額し、7億3,668万4,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億8,704万6,000円を4億9,699万4,000円に改め、過年度損益勘定留保資金4億6,753万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,945万8,000円を補填するものでございます。

以上が、令和3年度上天草市水道事業会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長(桑原 千知君)** 次に、議案第50号を、建設部長。

**○建設部長(小西 裕彰君)** おはようございます。よろしく申し上げます。

議案書15ページをお願いいたします。

議案第50号、令和3年度上天草市下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

別冊予算の1ページをお願いいたします。

第2条、令和3年度上天草市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

1(款)下水道事業費用、1(項)営業費用を7万6,000円増額し、4(項)予備費を7万6,000円減額するものでございます。詳細につきましては、予算書の4ページを御覧ください。

1(款)下水道事業費用、1(項)営業費用、3(目)処理場費は、既設消火器の交換及び処分に係る費用として10万9,000円を増額、4(目)総係費は、職員の異動に伴い3万3,000円を減額、4(項)1(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、7万6,000円を減額するものでございます。

戻りまして、予算書1ページをお願いいたします。

第3条予算第8条に定めた議会の議決を得なければ流用することの出来ない経費について、3万3,000円減額するものでございます。詳細につきましては、予算書の5ページ及び6ページに記載しておりますので、後ほど御確認ください。

以上が、令和3年度上天草市下水道事業会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**○議長(桑原 千知君)** 次に、議案第51号を、病院事務部長。

**○病院事務部長(須崎 朝幸君)** おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書16ページをお願いいたします。

議案第51号、令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,670万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,162万8,000円、当年度分損益勘定留保資金9,508万円で補填すると改めまして、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。詳細につきましては、2ページを御覧ください。

収入につきまして御説明いたします。

1(款)資本的収入、1(項)1(目)企業債1,930万円の増額は、簡易型陰圧装置の整備にかかる企業債を増額するものでございます。

次に、支出につきまして御説明いたします。

1(款)資本的支出、1(項)建設改良費、1(目)病院設備費1,931万円の増額は、感染力の強い新型コロナウイルス感染症変異株の職員及び患者への感染対策強化のため、ウイルスが室



外に漏れることを抑制する簡易型陰圧装置の整備費を増額するものでございます。

1 ページに戻りまして、第 3 条予算第 5 条に定めました起債の限度額を1,930万円増額し、3億4,410万円とするものでございます。

以上が、令和 3 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 1 号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

**○議長（桑原 千知君）** 次に、議案第 5 2 号を、総務部長。

**○総務部長（宇藤 竜一君）** よろしくお願いいたします。

議案書の 1 7 ページをお願いいたします。

議案第 5 2 号、財産の取得について御説明いたします。この議案は、上天草市消防設備等整備事業計画に基づき、小型動力ポンプ付積載車を 3 台取得するものでございます。取得の相手方は、熊本市中央区菅原町 1 番 2 5 号、三輝物産株式会社で、取得金額は2,051万2,470円でございます。

提案の理由といたしましては、財産を取得するには、上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

---

日程第 1 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

**○議長（桑原 千知君）** 日程第 1 8、諮問第 1 号を議題といたします。本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

市長。

**○市長（堀江 隆臣君）** 議案書 1 8 ページをお願いいたします。

諮問第 1 号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて諮問させていただきます。

今回の提案は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会に意見を求めるものでございます。諮問を求める者は、再任の青山司氏でございます。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。任期は、令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日までの 3 年間です。

提案理由といたしましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第 6 条

第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

---

日程第19 報告第2号 令和2年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第20 報告第3号 令和2年度上天草市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第21 報告第4号 令和2年度上天草市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第22 報告第5号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算繰越計算書の報告について

**○議長（桑原 千知君）** 日程第19、報告第2号から、日程第22、報告第5号を行います。執行部から説明を求めます。

まず、報告第2号を、総務部長。

**○総務部長（宇藤 竜一君）** よろしくお願いたします。

議案書19ページをお願いいたします。

報告第2号、令和2年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越しましたので、御報告いたします。

別冊繰越計算書の1ページを御覧ください。

15（款）総務費は、光ファイバー整備事業ほか9件、25（款）衛生費は、健康診査事業ほか2件、35（款）農林水産業費は、産地パワーアップ事業負担金ほか8件を繰越しております。2ページを御覧ください。

40（款）商工費は、熊本限定緊急宿泊助成事業ほか3件、45（款）土木費は、法定外公共物管理事務事業ほか、10件を繰越しております。

3ページを御覧ください。

55（款）教育費は、小学校空調設備設置事業ほか10件、60（款）災害復旧費は、現年発生農地等災害復旧事業ほか6件を繰越しております。

4ページを御覧ください。

令和3年度への繰越総額は、27億7,302万9,899円となっております。

以上で、報告を終わります。

**○議長（桑原 千知君）** 次に、報告第3号を、水道局長。

○水道局長（桑原 成明君） よろしくお願ひします。

議案書 20 ページをお願ひします。

報告第 3 号、令和 2 年度上天草市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、予算に定めた建設改良費を翌年度に繰越しましたので、同条 3 項の規定により御報告いたします。

別冊報告書の 1 ページを御覧ください。

大型ポンプ場非常用自家発電設備工事 3,718 万円を、適正工期確保のために令和 3 年度へ繰越しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、報告第 4 号を、建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） よろしくお願ひいたします。

議案書の 21 ページを御覧ください。

報告第 4 号、令和 2 年度上天草市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、予算に定めた建設改良費を令和 3 年度に繰越しましたので、同条第 3 項の規定により御報告いたします。

別冊の報告書 1 ページを御覧ください。

まず、管渠施設建設改良費に定めていた予算の繰越しについて御説明いたします。下水道未普及地区における枝線管渠整備事業につきまして、計画に関する諸条件の検討に期間を要したため、326 万円を繰越しております。

続きまして、処理場施設建設改良費に定めていた予算の繰越しについて御説明いたします。

下水道ストックマネジメント計画に基づく処理場管理棟の防水及び空調設備工事に係る実施設計業務につきまして、計画に関する諸条件の検討に期間を要したため、784 万 8,000 円を繰越しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、報告第 5 号を、病院事務部長。

○病院事務部長（須崎 朝幸君） よろしくお願ひします。

議案書 22 ページをお願ひいたします。

報告第 5 号、令和 2 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、予算に定めた建設改良費を翌年度に繰越しましたので、同条第 3 項の規定により御報告いたします。

別冊繰越計算書の 1 ページを御覧ください。

医療機器整備事業につきまして、オンライン資格確認システムのソフトウェアの納入が遅延し

たため、184万6,000円を繰越しております。

以上で、報告を終わります。

**○議長（桑原 千知君）** 以上で、報告は終わりました。本日の日程は全部終了いたしました。

明日3日から9日までは議案研究のため休会し、次の本会議は、6月10日の午前10時から、議案質疑及び委員会付託となっております。なお、質疑をされる方は、3日の正午までに通告の提出をお願いいたします。また、一般質問をされる方は、4日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でした。

散会 午前11時03分